平成２２年（フ）第２８３号
滋賀県東近江市野村町224番地、前住所滋賀県東近江市八日市本町２番８号
債務者　加増　俊記
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２０４号
鳥取県米子市二本木318番地
債務者　妹尾　明子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第８００号
広島県山県郡北広島町荒神原298番地２
債務者　波津見誠信
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６２４号
広島県安芸郡熊野町出来庭１丁目５番５―102号
債務者　本庄　正樹
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６６４号
広島市安佐北区亀崎２丁目２番73―104号
債務者　松本　和美
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６９０号
広島県大竹市本町２丁目９番11号
債務者　清水　信夫
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６９４号
広島県廿日市市六本松２丁目４番23号
債務者　仙田　和也
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７６１号
広島市安佐南区八木９丁目25番23―103号
御堂マンション
債務者　植永　信昭
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５０号
広島県尾道市山波町2458番地３
債務者　崎浜　鈴恵
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
広島県尾道市御調町大田257番地１
債務者　小林　大輔
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第８００号
高知市秦南町２丁目20番19号
債務者　矢野慶一郎
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８０２号
高知県南国市小籠442番地
債務者　野中みどり
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８６号
福岡県柳川市下宮永町326番地２
債務者　中村喜久博
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
福岡県大川市大字本木室831番地１
債務者　野田佐江子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
福岡県大川市大字本木室831番地１
債務者　野田　映子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
福岡県大川市大字新田998番地
債務者　筬島　由美
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
福岡県田川郡福智町金田1003番地３
債務者　岩井　達男
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１５６号
福岡県田川郡川崎町大字池尻190番地の１麦田団地Ｅ―301号
債務者　石角　誠良
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所田川支部